

コミュニティ城崎規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「コミュニティ城崎」と称し、事務所を豊岡市城崎町桃島 1057-1 豊岡市城崎庁舎3階（城崎地区コミュニティセンター）に置く。

(目 的)

第2条 本会は、城崎地域のコミュニティ組織として、住む人も訪れる人も帰ってくる人も居心地のよいまち「あいさつが生む、つながりを大切にする城崎」の推進を図るとともに、「共に思いやり、助け合って暮らせるまち」の構築に向けた活動を展開し、明るく楽しく健康で住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人づくり及び人々のつながりに資する事業に関する事。
- (2) 健康の増進、福祉の向上に関する事。
- (3) 防犯、防災活動の推進に関する事。
- (4) 地域の活性化及び振興に関する事。
- (5) その他、地域の課題解決やまちづくりの推進に必要な事項に関する事。

第2章 組 織

(組織及び会員)

第4条 本会は、城崎地域の住民並びに団体等で組織する。

2 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域で活動する団体
- (3) 地域に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(代議員)

第5条 本会に、代議員を置く。ただし、本会の役員は、代議員に就任することはできない。

2 代議員は、別表の団体から推薦のあった者及び公募により選任された者とする。

3 代議員の定数は、35人以内とし、一定数の女性が参画できるよう努めるものとする。

(代議員の任務)

第6条 代議員は、総会または臨時総会において、提案された事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員及び団体の代表者の交代により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 (城崎町町内会長会正副町内会長) 3名
- (4) 部長 各部1名
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、町内の連携及び共通課題の解決を図る。
- (4) 部長は、当該専門部をとりまとめ、事業を執行する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第10条 本会の役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長、副会長、監事(町内会長会選出を除く)及び部長は、総会において選出する。
- (2) 理事及び監事のうちの1名は、町内会長会において選出する。
- (3) 監事は、本会の他の役員及び代議員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第11条 役員任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(専門部)

第12条 本会に、次の専門部を設置する。専門部の活動内容は別に定める。

- (1) まちのつながり部
- (2) スポーツと文化のつながり部
- (3) 学びのつながり部
- (4) 安心のつながり部
- (5) コミュニティビジネス部

2 専門部の部員は、城崎地域の団体等から選出する。また、専門部ごとに部員の互選により副部長1名(広報委員を兼務)を選出する。

3 部員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 会議

(会議)

第13条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、前項のほか必要に応じて委員会を設置することができる。

(総会)

第14条 総会は、代議員により構成する。

2 総会は会長が招集し、総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

3 定期総会は、毎年1回、原則4月に開催し、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員選任及び解任に関する事項
- (4) 本会の構成団体に関する事項
- (5) 規約の改廃に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する事項

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または代議員の3分の1以上の請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

5 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数により議決する。

(役員会)

第15条 役員会は第8条で定める役員（ただし、監事を除く）で構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 役員会は、会長が招集する。

4 役員会の議長は、会長が行う。

(専門部会議)

第16条 専門部会議は、部長、副部長及び部員で構成する。

2 専門部会議は次の事項を審議し、事業を執行する。

- (1) 当該専門部の事業の企画及び運営に関する事項
- (2) 当該専門部の事業の執行に関する事業
- (3) その他の必要な事項

3 専門部会議は、部長が招集する。

4 専門部会議の議長は、部長が行う。

第4章 事務局及び会計事務

(事務局)

第17条

- 1 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局の運営に関する必要な事項は別に定める。

(経費)

第18条 本会の経費は、交付金、助成金、寄付金、地区協力金及びその他の収入を持って充てる。

2 地区協力金はJAたじま城崎支店の「町内会長会 コミュニティ城崎活動協力金」名義の口座に入金する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査と報告)

第20条 監事は、本会の会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則（平成28年12月16日制定）

(施行期日)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月23日制定）

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 設立年度に関する特別措置として、平成28年度（組織の創設年度）に選出された役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、総会で承認された日から平成31年3月31日までとする。

附 則（平成29年4月26日制定）

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 設立年度に関する特別措置として、本会の名称（第 1 条）の使用並びに会議の設置運営に関する規定（第 5 条、第 13 条～第 16 条）は、総会で承認された日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 8 日制定）

（施行期日等）

- 1 この規約は、該当規約第 19 条の規定に準じ令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 専門部の新設として、規約第 12 条に「コミュニティビジネス部」を新設する。

別表（第 4 条、第 5 条、第 12 条関係）

番号	構成団体
1	城崎町町内会長会
2	城崎町老人クラブ連合会
3	城崎民生委員児童委員協議会
4	城崎農会長会
5	城崎消防団
6	城崎子ども園保護者会（但し、部員は「城崎子ども園」）
7	城崎小学校愛育会（但し、代議員は「城崎小学校」）
8	城崎中学校 P T A（但し、代議員は「城崎中学校」）
9	城崎文化協会
10	城崎町体育協会
11	スポーツクラブ 2 1 城崎
12	城崎温泉観光協会
13	豊岡市社会福祉協議会
14	KAKEHASHI